

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「みかんと草枕の里」エコ・コミュニティ推進プロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

玉名市

3. 地域再生計画の区域

玉名市の区域の一部（旧天水町）

4. 地域再生計画の目標

平成 17 年 10 月 3 日に玉名市、岱明町、横島町、天水町が合併し誕生した玉名市は、熊本県の北部に位置する人口 73,061 人（平成 17 年 5 月末現在）、面積 152.53km² の市である。旧天水町の区域はその南東部に位置し、人口 7,056 人（平成 17 年 5 月末現在）、面積 21.48km² である。旧天水町は、特産のみかんやイチゴ・トマト等の施設園芸等を主体とし、農業を中心に発展してきた。また、旧天水町は夏目漱石の小説「草枕」の舞台にもなった風光明媚な観光地として知られている。

旧天水町では“自然にやさしい生活環境の保全”をめざし、生活排水処理対策としてこれまでに、平成元年度から「農業集落排水事業」による 2 地区の整備を、平成 10 年度からは「浄化槽設置整備事業」を進めてきた。既に施設の整備が完了した地区においては、河川や水路等の水質改善がなされたことを契機に、地域の環境意識がめざましく向上し、ボランティア組織による環境保全活動等が活発に行われてきている。その結果、ホテルを始め、かつて生息していた生物が復活する等、地域の環境改善が進みつつある。

しかし、旧天水町の生活排水処理率は平成 14 年度末で 33.5%と未だ低く、本市を構成する旧 1 市 2 町の約 60～80%と比べ、差が開いている。加えて、平成 14 年には「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が施行され、沿岸市町村にとって生活排水処理対策は喫緊の課題となっている。

今後、旧天水町全域の環境改善対策をさらに推進していくためには、生活排水処理施設の整備のみならず、地域住民等による環境保護活動の一層の促進や、環境保全型農業の推進等による生活・経済活動全般からの環境負荷の低減が重要となってくる。

このため、本年度からエコ・コミュニティ推進プロジェクトとして、農業集落排水施設および浄化槽の整備をより一層加速し、旧天水町の生活排水処理率を周辺市町村と差がないレベルまで引き上げることをめざす。併せて、関連する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「自然環境の再生」、「地域コミュニティの再生」、さらに「環境保全型農業の推進による農業の活性化」を実現し、旧天水町が将来においても快適で活力溢れる地域となることを目指していく。

（目標） 污水处理施設の整備の促進（事業完了後、生活排水処理率を 33.5%から 50%程

度に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

旧天水町全域において生活排水処理対策の推進を図るべく、地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を活用して、農業集落排水施設1地区及び浄化槽(市町村設置型)の整備を平成17年度から開始するとともに、地域住民等による環境保護活動の一層の促進、環境保全型農業の推進を一体的に進める。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

【汚水処理施設整備交付金を活用する事業】

〔事業主体〕

- ・いずれも玉名市

〔施設の種類〕

- ・農業集落排水施設
- ・浄化槽(市町村設置型)

〔事業区域〕

- ・農業集落排水施設：尾田川左岸地区(玉名市天水町部田見地内)
- ・浄化槽:(市町村設置型)旧天水町全域のうち以下を除く地域
農業集落排水施設が供用開始済の「尾田地区」及び「竹野地区」
(玉名市天水町尾田, 竹崎, 及び野部田地内)
農業集落排水施設「尾田川左岸地区」
(玉名市天水町部田見地内)

〔事業期間〕

- ・農業集落排水施設 : 平成17年度~平成21年度
- ・浄化槽(市町村設置型) : 平成17年度~平成21年度

〔整備量〕

- ・農業集落排水施設
(主要施設)
 - ・処理場 1箇所
 - ・管路延長 11.45km (単独分 1.23km)
 - ・管径 100~200mm
- ・浄化槽(市町村設置型)
(設置基数)

95基

〔事業費〕

農業集落排水施設

1,546,420千円

(うち単独分: 90,000千円)

(うち国費: 728,210千円)

浄化槽(市町村設置型)

97,588千円

(うち国費: 32,459千円)

合計(+)

1,644,008千円

(うち単独分: 90,000千円)

(うち国費: 760,669千円)

(5-3) その他の事業

(1) 環境保護活動の促進

地域全体の環境改善をより一層進めていくため、マイバック運動や町の一斉清掃活動等によるゴミの減量や、廃油石鹸、EM加工等による廃棄物の再利用・資源化等、地域住民等が主体となっていく環境保護活動を促進していく。

(2) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業に対して支援・助成をするとともに、エコファーマーの推進を行い、生活・経済活動全般からの環境負荷軽減を進めていく。また、化学肥料・化学農薬の使用料を低減した「安心・安全」地場農産物のPRと販売促進を行い、地域活性化を図っていく。

エコファーマー:「持続農業法」により知事から認定された農業者の愛称

6. 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

市において、4に示す数値目標に照らして計画終了後に状況を調査することとする。

また、整備された污水处理施設は、集落排水、浄化槽の双方とも市による維持管理を予定しており、適切な運用が図られるよう体制整備を図る。

さらに、専門機関による定期的な水質検査や機能確認等を実施し、それらの結果に応じ、適切な措置を取っていく。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「浄化槽市町村整備推進事業」については、同事業実施要綱第3(1)事業の対象となる地域の「下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域」のう

ち、(ケ)「浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が
適当と認める地域」として実施するものであり、既存の「熊本県生活排水対策基本方
針」及び「熊本県生活排水処理施設整備構想」に合致してはいるものの、最新のデー
タに基づいて施設計画を再検討したものである。このため、次回の上記基本方針及び
施設整備構想の見直し時に反映することとする。